

広域暴力団等の取締りに関する共助推進要綱の制定について

(平13.2.16 丙暴暴一発第4号、丙暴暴二発第4号、警察庁刑事局暴力団対策部長から各地方機関の長、各都道府県警察の長、各方面本部長あて)

(概要)

広域暴力団、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロに対し、各都道府県警察が緊密な連絡共助の下にその実態を把握し、効果的な取締りを実施するための基本的事項を定めた要綱を策定し、効果的な共助推進について指示したものである。